

商業施設士 上位資格

-- 「マイスター商業施設士」について --

1. 商業施設士“上位資格”策定の経緯

昭和 49(1974)年に誕生した商業施設士資格制度は、旧法人（社団法人 商業施設技術団体連合会および社団法人 商業施設技術者・団体連合会）を経過し、現法人である公益社団法人 商業施設技術団体連合会（以下「本会」という。）の認定資格として、45年を経過し、累計 9,000 名を数えています。

資格制度が誕生した当初は、商業施設の設計やデザイン、設計・施工に従事されている方々が取得される傾向がありましたが、近年では、お店の運営側の方やコンサルタント系の業務の方も商業施設士の資格を取得されたり、また店舗出店のメーカー、百貨店、広告代理店や不動産関係など、商業施設に関わる幅広い業域に携わる方も資格者として活躍されています。

一方、平成 12 年度より、本会認定校制度に基づく「商業施設士補」資格制度を実施してまいり、ここ数年は、商業施設士補から商業施設士へステップアップされる若い方々の資格者も増えてきました。

以上のような状況をふまえ、平成 19 年度より、本会では、業界のベテランの方や長く商業施設士として登録された方をより広く社会に顕彰すべく、商業施設士の上位資格である「マイスター商業施設士」「シニア商業施設士」を制定しています。

「マイスター商業施設士」は、商業施設・流通サービスについて全般的に広く高度な専門性と見識を持ち、社会に広く商業施設士制度を普及することを通して、商業及びまちづくり等の発展・向上に貢献し得る商業施設士に付与する称号です。

「シニア商業施設士」は、商業施設士としての一定期間の実績を積み、更に商業及びまちづくりに対して積極的な改善、提案をする意思のある者に付与します。

2. 「マイスター商業施設士」認定基準（審査証明事業実施要領より抜粋）

会長は、次の各項目のうち、いずれかの要件を満たしている商業施設士（シニア商業施設士を含む）であり所定の審査書類を提出したのち、上位資格認定委員会で審査し、理事会で承認された者である事。その後、所定の登録手続きの申請をした者に対して、「マイスター商業施設士」の資格称号を付与することができる。

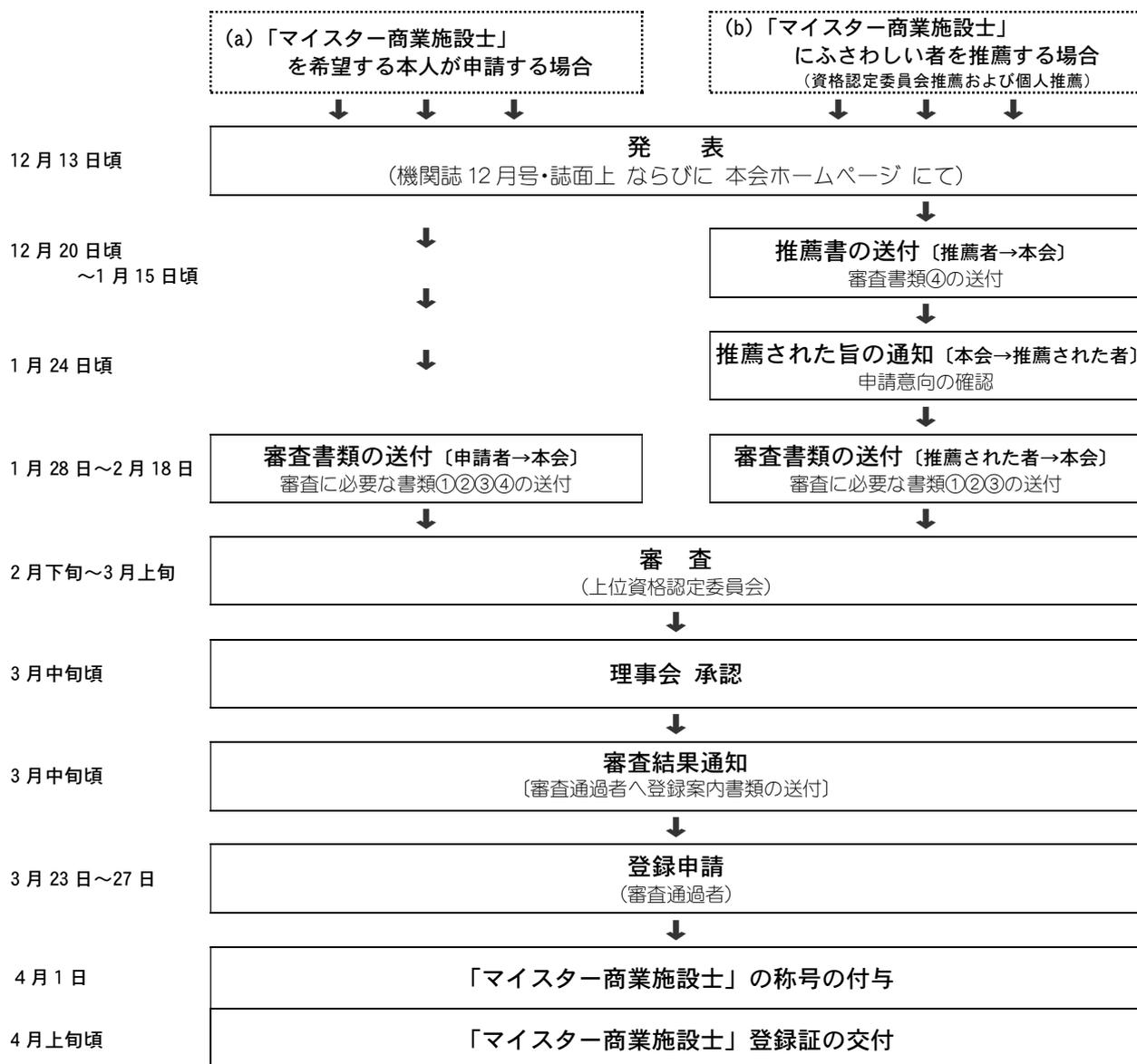
1. 商業施設、流通サービスに関連する講義・講演・教育普及を行っている者（目安として、関連する講義・講演を年間 4～5 回以上、おおむね毎年行っている者）
2. 設計・施工業務を通して、まちづくりに関連する職務に従事もしくは長年の実績を有している者（目安として、30 年ほど関連する職務に従事している者。もしくは実績がある者）
3. デザイン・ディスプレイ業務を通して、商業施設関連の職務に従事もしくは長年の実績を有している者（目安として、30 年ほど関連する職務に従事している者。もしくは実績がある者）
4. 中小企業診断士などの公的な商業にかかわる資格を有している者（目安として、商業施設（技術）に関する資格を有しているか、または自治体等への登録アドバイザーのような要職を持ち、実際にアドバイザー業務やコンサルタント業務の実績が延べ 10 年以上ある者）

〔付記〕

- (1) 審査書類のうちの「推薦書」の推薦者は、マイスター商業施設士またはシニア商業施設士の資格を有している者 1 名以上とする。なお、申請者は自らの推薦者には成り得ない。また、上位資格認定委員も推薦者に成り得ない。
- (2) 「マイスター商業施設士」の資格付与は、毎年 4 月 1 日とする。
- (3) 登録期間は現在登録している商業施設士登録有効期限をそのまま継続し、登録を更新することができる。更新した際の登録期間は 3 年とするが、期間満了時に引き続き更新することができる。な

- お、更新のための要件は、①情報誌「商業施設」の購読、②登録更新の際の諸手続き、等とする。
- (4)「マイスター商業施設士」の資格付与を受けたものは、商業施設士（従来までの登録）及びシニア商業施設士の資格と重複して取得できない。（マイスター商業施設士に登録された者は、商業施設士（従来までの登録）またはシニア商業施設士から移行されたものとみなす。）
- (5)「マイスター商業施設士」の資格を取得した者を、直近の本会通常総会で公表する。

3. 「マイスター商業施設士」審査・登録等手続きの流れ（令和2年4月1日認定期）



4. 「マイスター商業施設士」登録証

登録証は、①B4サイズ賞状タイプ、②カード（名刺サイズ／顔写真入り）を発行します。
なお、「マイスター商業施設士」の登録番号は、商業施設士（従来までの登録）の登録番号の前にマイスターの「M」が掲載され、M〇〇-〇〇〇〇〇〇となります。

〔カード（名刺サイズ）の見本／縦5.5cm×横8cm〕

全面をゴールド色で配色します。



5. 「マイスター商業施設士」手続きの方法

a. 審査書類

(1) 審査書類受付

- ・受付期間 令和2年1月28日～2月18日（必着）
- ・受付場所 (公社)商業施設技術団体連合会 上位資格認定委員会
〒108-0014 東京都港区芝5丁目26番20号 建築会館
- ・申請方法 郵送などによる送付のみ受付（ファックスやEメールなどでは受け付けしません。）
市販の封筒などを使用し、申請書類一式を送付して下さい。
- ・注意事項 記載内容または必要添付書類に不備があるものは受付ない場合があります。

(2) 審査に必要な書類

- ① 履歴書（所定の用紙A）
 - ② 経歴・実績書（所定の用紙B）
 - ③ 経歴・実績 関連書類
（経歴・実績などを証明するもの（公開された新聞・雑誌など、会社概要、アドバイザー委嘱状などなど）の写し）
 - ④ 推薦書（所定の用紙C、D）
- 【①、②、④の書類は所定の用紙に記入し提出となります。HP内のPDF用紙をダウンロードした後、プリントアウトして下さい】

(3) 審査手数料等 なし（資格登録時または登録証発行時に必要となります。下記登録参照。）

b. 登録書類

○ 審査通過者の方へ、3月20日頃に関係書類を添えてご案内します。

(1) 登録受付

- ・受付期間 令和2年3月23日～3月27日（締切日の消印有効）
- ・受付場所 (公社)商業施設技術団体連合会 事務局（登録係）
- ・申請方法 所定の返信用封筒を使用し、申請書類一式を送付して下さい。
- ・注意事項 登録申請は、締切日の消印のあるものまで有効です。
記載内容または必要添付書類に不備があるものは受け付けない場合があります。

(2) 必要な書類

- ① マイスター商業施設士登録申請書（所定の用紙）
- ② 登録手数料払込証明書
- ③ 顔写真 1枚（縦4cm、横3cm）…登録証（カード）に使用します。

(3) 登録手数料等 16,800円

（※注：現在、商業施設士登録が有効期限内の方の手数料は、登録証の発行費用及び初期登録費の4,200円となり、次回登録更新時に16,800円となります。）